

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年3月7日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I： 該当なし

区分 II： 該当なし

区分 III： 該当なし

その他： 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	設備パトロールにおいて、復水・給水系高圧復水ポンプ(A)油フィルタケース上面に油付着が認められたため、当該箇所の油拭き取りを実施すると共に原因を調査。	G III	
2	2号機	設備パトロールにおいて、復水・給水系高圧復水ポンプ(B)油フィルタケース上面に油付着が認められたため、当該箇所の油拭き取りを実施すると共に原因を調査。	G III	
3	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)出口温度指示計において、指示不良(低め指示)が認められたため、当該温度計を点検。	G III	
4	サイトバンカ	サイトバンカプールで吊り上げ用補助ホイスにて減容片貯蔵箱吊り上げ作業中、プール内架台に減容片貯蔵箱が引っ掛かり、過荷重警報の発生が認められたため、当該作業を中断し警報をリセット後、作業を再開し終了。	G III	
5	その他	構内配電線機器点検において、避雷器設置箇所(8箇所/15箇所中)の接地線接地抵抗値に管理値外れが認められたため、原因調査後対応検討。	G III	
6	その他	構内配電線機器点検において、構内西側配電盤に設置する漏電しゃ断器(3台)の絶縁抵抗値に管理値外れが認められたため、原因調査後対応検討。	G III	
7	その他	構内配電線機器点検において、構内西側配電盤に設置する変圧器の端子カバーに割れが認められたため、当該端子カバーを交換。	G III	
8	その他	構内配電線機器点検において、コンクリート製配電線機器柱(6箇所)の根本部分に亀裂が認められたため、対応検討。	G III	
9	その他	構内配電線機器点検において、配電線機器柱(5箇所)の装柱品に劣化(錆等)が認められたため、当該装柱品を補修。	G III	
10	その他	構内配電線機器点検において、配電線機器柱(4箇所)の支線に緩みが認められたため、当該支線を補修。	G III	
11	その他	屋外放射線監視盤において、設備取替による仮運用中の測定機器が設置されるモニタリングポスト(NO.5)で、機器異常の警報発生が認められたため、原因調査後対応検討。(従来より使用している測定機器には異常なく、測定データに問題なし)	G III	